

# A1地区

(自治会名)  
(通称名)

下村町・下村すみれ町・下村沖横・上川町高田

高田団地・南徳和・上川町・通り上川町

上川町新田・上川住宅・パークタウン・櫛田町・山添町・安楽町・山下町

伊賀町・豊原町・豊原町みどり苑・清水町・菅生町・早馬瀬町・目田町

横地町・法田町・伊勢場町・稲木町・高木町

# 令和6年度 ごみ収集カレンダー

松阪市本庁管内

●ごみは分別して収集日の当日午前8時までに出してください。

- ごみの収集に関すること 松阪市リサイクルセンター ☎53-4470
- 資源物に関すること 松阪市リサイクルセンター ☎53-4417
- ごみの持ち込みに関すること 松阪市クリーンセンター ☎36-0975
- 埋立物は必ず事前問合せください 松阪市一般廃棄物最終処分場 ☎28-7710

**可燃** 燃えるごみ **不燃** 燃えないごみ  
**プラ容** プラスチック容器・袋 **ビン** 空ビン **資源** 新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール、古着類、牛乳パック、白色トレイ  
 ペットボトル、飲食用アルミ缶、蛍光管、充電式小型家電

※【祝日収集について】令和5年4月より月・水曜日に加え、燃えるごみに限り火・木・金曜日についても行っていきます（下記カレンダーをご確認ください）。  
 ※ごみ・資源物を持ち込む施設の受付日時は収集の日程とは異なります。別紙「ごみの分け方・出し方」裏面の「ごみ・資源物を持ち込む施設案内」をご確認ください。

令和6年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年	1月	2月	3月																																																																																																		
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1 可燃	2 プラ容	3 不燃	4 可燃	5 ビン	6				1 不燃	2 可燃	3	4								1															2 可燃	3 可燃	4 プラ容	5	6 可燃	7 ビン	8	2 3 可燃	4 プラ容	5	6 可燃	7 ビン	8	9 10 可燃	11 プラ容	12 不燃	13 可燃	14	15	9 10 可燃	11 プラ容	12 不燃	13 可燃	14	15	16 17 可燃	18 プラ容	19	20 可燃	21 資源	22	16 17 可燃	18 プラ容	19	20 可燃	21 資源	22	23 24 可燃	25 プラ容	26 不燃	27 可燃	28	29	23 24 可燃	25 プラ容	26 不燃	27 可燃	28	29	30								30																		
7	8 可燃	9 プラ容	10	11 可燃	12	13	5	6 可燃	7 プラ容	8	9 可燃	10 ビン	11	2	3 可燃	4 プラ容	5	6 可燃	7 ビン	8	7 8 可燃	9 プラ容	10 不燃	11 可燃	12	13	4 5 可燃	6 プラ容	7 不燃	8 可燃	9	10	8 9 可燃	10 プラ容	11	12 可燃	13	14	14 15 可燃	16 プラ容	17	18 可燃	19 資源	20	11 12 可燃	13 プラ容	14	15 可燃	16 資源	17	15 16 可燃	17 プラ容	18 不燃	19 可燃	20 資源	21	21 22 可燃	23 プラ容	24 不燃	25 可燃	26	27	18 19 可燃	20 プラ容	21 不燃	22 可燃	23	24	22 23 可燃	24 プラ容	25	26 可燃	27	28	28 29 可燃	30 プラ容	31					25 26 可燃	27 プラ容	28	29 可燃	30	31	29 30 可燃																							
14	15 可燃	16 プラ容	17 不燃	18 可燃	19 資源	20	12	13 可燃	14 プラ容	15 不燃	16 可燃	17	18	14	15 可燃	16 プラ容	17 不燃	18 可燃	19 資源	20	21 22 可燃	23 プラ容	24 不燃	25 可燃	26	27	18 19 可燃	20 プラ容	21 不燃	22 可燃	23	24	25 26 可燃	27 プラ容	28	29 可燃	30	31	22 23 可燃	24 プラ容	25 不燃	26 可燃	27	28																																																																			
21	22 可燃	23 プラ容	24	25 可燃	26	27	19	20 可燃	21 プラ容	22	23 可燃	24 資源	25	21	22 可燃	23 プラ容	24 不燃	25 可燃	26	27	28 29 可燃	30 プラ容	31				25 26 可燃	27 プラ容	28	29 可燃	30	31	22 23 可燃	24 プラ容	25	26 可燃	27	28																																																																									
28	29 可燃	30 プラ容					26	27 可燃	28 プラ容	29 不燃	30 可燃	31																																																																																																			

○事業にともなう一般廃棄物は、松阪市が許可している業者に依頼するか、または自己搬入してください。○産業廃棄物は、松阪市では受入・処理できません。令和6年3月発行

※藍の縞模様は、伝統工芸品の「松阪木綿」柄です。